

臨時代理報告第7号

事務局職員の人事について

本件は、教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第6号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和4年6月28日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月29日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

事務局職員の人事について

教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を次のとおり行う。

【転任】

職 種	氏 名	役 職 名		異動種目	発令年月日
		新	旧		
(課長級)					
行政事務	たけはら かずひこ 竹原 一彦	指導部課長 (特別支援学校開校準備等担当)	市長事務局 (南区市民部市民課長)	転任	令和4年7月1日